

当社水力発電設備に係る無届工事に関する調査報告書の提出 並びに西谷ダムの自主的な使用停止について

平成19年1月24日
北陸電力株式会社

平成18年12月21日に、経済産業大臣より、「電気事業法に係る無届工事の発生原因と再発防止策」について¹、経済産業省原子力安全・保安院長より、「使用前検査及び立入検査資料における記載事項の改ざんの有無」について²、それぞれ調査を行い報告するよう指示がありました。

当社はこれを受け、社外有識者を交えた「発電設備点検委員会」(委員長 高田副社長)において審議し、このほど結果がまとまり本日提出いたしました。

1. 電気事業法に係る無届工事の発生原因と再発防止策に関して、
 - ・ 無届工事は、7発電所11件(平成18年12月20日報告済み)であること
 - ・ 無届工事の発生原因は、補修工事の届出に関する教育が不十分であり、届出要否判断に関する明確な判断基準が定められておらず、届出漏れをチェックする体制がなかったこと
 - ・ 再発防止策については、電気事業法の手続きに関する教育の充実、補修工事の届出要否判断基準の策定、工事計画時及び工事実施時の届出手続きの再審査を行うことを報告いたしました。
2. 使用前検査³及び立入検査⁴の資料における記載事項の改ざんの有無について、
 - ・ 使用前検査の資料における記載事項の改ざんは見い出されなかったこと
 - ・ 立入検査の資料における記載事項の改ざんは見い出されなかったことを報告いたしました。

なお、無届工事については、原子力安全・保安院のご指導をあおぎながら適切に対処するとともに、再発防止策の徹底に努めてまいります。

また、無届工事を行ったダムの内、市ノ瀬発電所 西谷ダム(石川県白山市)について、これまで技術基準⁵の適合性について検討を重ねてまいりましたが、このたび技術基準に適合しないと判断し、自主的に使用を停止して改修へ向けて検討を進めることといたしました。

以上

(添付資料)

表 - 1 使用前検査の資料における記載事項の改ざんの有無集約結果

表 - 2 立入検査の資料における記載事項の改ざんの有無集約結果

1 経済産業大臣の指示文書

平成18年12月21日、電気事業法に係る無届工事について、その事実関係、原因究明及び再発防止策を平成19年1月24日までに報告することを指示されています。

2 経済産業省原子力安全・保安院の指示文書

平成18年11月21日、電気事業法に係る検査資料及び定期報告における記載事項に係る改ざんの有無について報告が求められ、平成18年12月20日に既に報告を行いました。この報告に含まれていなかった使用前検査³及び立入検査⁴の資料についても記載事項に係る改ざんの有無について調査し、平成19年1月24日までに報告することを指示されています。

3 使用前検査

電気事業法に定める電気工作物について、その使用を開始する前に経済産業省が行う検査。

4 立入検査

電気工作物設置者に対し、公共の安全を確保することを目的とし、自主保安体制が十分機能していること等を確認するため、経済産業省が行う検査。

5 技術基準

公共の安全の確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準。

(添付資料)

表 - 1 使用前検査の資料における記載事項の改ざんの有無集約結果

	水力設備		電気設備		計		記載事項の改ざん
	発電所数	件数	発電所数	件数	発電所数	件数	
新設	19	152	19	21	(19)	173	無
既設	56	98	44	76	(65)	174	無
計	(74)	250	(63)	97	(84)	347	-

() は使用前検査を重複して受検した発電所を 1 発電所として計上

なお、使用前検査資料が現存せず、資料照合により改ざんの有無を確認することができなかった 14 件（水力設備 13 件、電気設備 1 件）について、当時の関係者 9 名へ聞き取りを行いました。改ざん的事实は確認されませんでした。

表 - 2 立入検査資料における記載事項の改ざんの有無集約結果

設備 (発電所数)	区 分	調査件数	記載事項の改ざん
水力 (111)	水力設備全体を受検	111	無
	分割して受検	1	無
	被災部分を受検	7	無
	小計	119	-
電気 (14)	電気設備全体を受検	14	無
計		133	-